

平成 1 9 年度

志木市館第一排水ポンプ場特別会計予算

第10号議案

平成19年度志木市館第一排水ポンプ場特別会計予算

平成19年度志木市の館第一排水ポンプ場特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ732,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、300,000千円と定める。

平成19年2月20日提出

志木市長 長 沼 明

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 国庫支出金		100,000
	1 国庫補助金	100,000
2 財産収入		93
	1 財産運用収入	93
3 繰入金		177,474
	1 一般会計繰入金	127,474
	2 基金繰入金	50,000
4 繰越金		500
	1 繰越金	500
5 諸収入		296,233
	1 預金利子	10
	2 受託事業収入	296,222
	3 雑収入	1
6 市債		157,700
	1 市債	157,700
歳入	合計	732,000

歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 事業費		719,607
	1 事業費	719,607
2 公債費		11,393
	1 公債費	11,393
3 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳出	合計	732,000

第2表 地方債

(単位:千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共下水道事業	157,700	普通貸借発行	4.0 % 以内	借入先の融資条件による。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換することができる。